



子どもの権利について



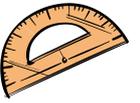
子どもの人権を保障する「子どもの権利条約」が、1989年に国連で採択され、日本でも、1994年5月22日にこの条約を守っていくことになりました。



この条約には、すべての子どもが自分らしく健康に生き、成長していくために、「生きる権利」・「育つ権利」・「守られる権利」・「参加する権利」と、大きく4つの権利について定められています。



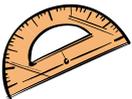
子どもには、まず、「生きる」ことが保障されなければなりません。世界では、治すことのできる病気で毎日たくさんの子どもの命がなくなっています。子どもが健やかに成長するのに必要な支援が、国や大人たちから受けられず、有害な労働、あらゆる暴力、虐待などを受けている子どももたくさん見られます。日本では、虐待やいじめなどでつらい思いをしている子どもたちのニュースが、毎日のように報道されています。



子どもは、本来なら、そういう状況から「保護」されなければなりません。



大人は、単に子どもの考えをすべて認めるということではなく、子どもに意見を聴き、子どもの視点から適切な助言や支援をし、子どもの成長に応じて、手助けをすることも必要となってきます。そして、自分らしく豊かに成長できるよう、子どもの命と健康を守るための活動や地域の行事など、いろいろな場面で子どもが参加でき、自らの可能性を広げていく場を提供していくことも、大切な大人の役割です。



私たち大人には、子どもたちがいきいきと育ち、家庭、学校や地域で健やかな成長を遂げられるよう、自分自身も他の人も全ての人を大切にできる、自立した責任ある大人へ成長できる環境をつくっていくことが、求められているのではないのでしょうか。

